

## 東住吉区特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に係る相談、連絡調整等に関する業務会計年度任用職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、東住吉区特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に係る相談、連絡調整等に関する業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (選考方法)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接

### (再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (勤務日数等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日数  
週4日
- (2) 勤務時間  
1日当たり 7 時間 30 分
- (3) 休憩時間  
45 分
- (4) 勤務開始時刻  
午前 9 時 00 分
- (5) 勤務終了時刻  
午後 5 時 15 分

### (休日勤務)

第5条 会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合は、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

### (その他)

第6条 その他必要な事項は、東住吉区長が定める。

附 則（令和元年10月4日区長決裁）

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月27日区長決裁）

この要綱は令和7年12月1日から施行する。